

6月定例会

6月定例会が、6月16日から29日までの14日間の会期で開かれました。住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業や、観光資源の活用を図る拠点としての「しらかわ観光ステーション」に関する条例を含む議案8件について審査し、いずれも原案のとおり承認、可決されました。

一般質問は6月22日から3日間行われ、13人の議員が登壇し、市政全般にわたって議論が行われました。(8～12頁)

また、市民からの請願2件は採択、議員提出議案「原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書」及び「衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書」2件は全会一致で採択され、それぞれ関係機関に意見書を提出しました。(4～5頁)

議案ピックアップ

- ◆市長提出議案 ……………8件
- ◆請願 ……………2件
- ◆報告 ……………6件
- ◆議員提出議案 …… 2件 (4頁)
- ◆委員会提出議案 ……2件 (5頁)

全ての議案の審査結果は市議会ホームページをご覧ください。



予算 PICK UP

◆議案第88号(専決処分5/27付)専決処分の承認を求めることについて

「子育て世帯特別支援事業」8,034万8千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金(子供1人当たり5万円)を支給する。

対象者

- ・低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ・低所得のひとり親以外の世帯(住民税非課税世帯等)



◆議案第95号令和4年度白河市一般会計補正予算(第4号)

補正額4億9,131万3千円、予算総額294億35万6千円

「住民税非課税世帯等特別支援事業」

1億4,669万3千円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する方を支援するため、1世帯につき10万円を支給する。

対象者

- ・令和3年度または4年度分の住民税が非課税の世帯
 - ・令和4年1月以降の家計が急変した世帯
- ※いずれも令和3年度以降に本給付金の支給を受けていない世帯

「新型コロナウイルス感染症予防対策事業」

1億4,942万4千円

対象者

- ・コロナワクチン4回目接種として60歳以上の方、及び60歳未満でも基礎疾患のある方

【令和4年6月1日以降】
市民の皆さまへ

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内
支給には手続きが必要です

- 臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 令和3年度非課税世帯等として支給を受けた世帯は、対象となりません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円
(令和3年度支給世帯は除く)

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から1カ月以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の「住民税が非課税」の世帯

令和4年1月以降に世帯全員の収入が「住民税非課税相当」まで減少した世帯(家計急変世帯)

市から確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください

【市申請書記布先】市役所社会福祉課 倉倉 市民センター 市民サービスデスク(フロア)可

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。